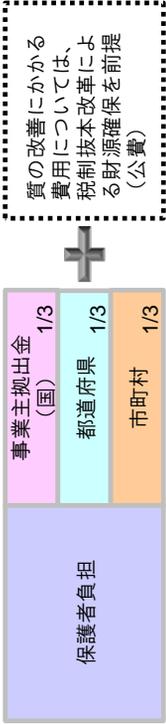


[育成環境課・児童手当管理室：関連資料]



# 放課後児童クラブの主な改正事項

		新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することも地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆・参・附帯決議)
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先: 都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先: 市町村]
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進
計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村行動計画」の策定。</li> <li>総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定</li> <li>区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定</li> <li>総合的かつ計画的に事業を実施する責務</li> </ul> <p>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</p>
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	 <p>※質の改善にかかる費用については、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に必要な財源については、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

# 児童福祉法（抄） [平成24年一部改正]

※下線部は、従前からの改正点。

## 第一章 総則

### 〔事業〕

#### 第六条の三

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにも、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

**※現行は「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」と規定**

## 第二章 福祉の保障

### 〔子育て支援事業〕

#### 第二十一条の九

市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

## 〔事業の利用の促進〕

### 第二十一条の十

市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

## 〔市町村の情報提供等〕

### 第二十一条の十一

市町村は、子育て支援事業に関し必要な[情報の収集](#)及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

③ 市町村は、第一項の[情報の収集](#)及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる[情報の収集](#)、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

※「[情報の収集](#)」の規定を追加

### 第三章 事業、養育里親及び施設

#### 〔事業の開始等〕

#### 第三十四条の八 【2項以下新設】

市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
- ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

**※現行は社会福祉法の規定に基づき、都道府県に対する事業開始・廃止時の事後届け出**

#### 〔設備及び運営の基準〕

#### 第三十四条の八の二 【新設】

- 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。
- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
  - ③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- ※市町村は、国の定める基準に従い又は参酌し、条例で基準を定める旨を規定**

〔報告及び立入検査等〕

### 第三十四条の八の三 【新設】

市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

④ 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

※市町村が条例で定める基準の遵守を担保するため、市町村による報告の徴収等の規定を追加

## 第七章 雑則

### 〔事業の実施の促進〕

#### 第五十六条の七 【2項を新設】

市町村は、必要に応じ、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。次項において同じ。）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の利用に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

③ 国及び都道府県は、前二項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

**※小学校の余裕教室や小学校敷地内等の「公有財産」の活用の規定を追加**

# 平成25年度 放課後児童クラブ整備費における補助対象整備区分の拡大について

- 放課後児童クラブ整備費における国庫補助については、従来は、か所数増を図るための整備を重点的に支援するため、創設整備のみを補助対象としてきたところ。
- 平成25年度からは、他の社会福祉施設等と同様、既存新設の老朽改築・耐震補強等に対応するための改築、大規模修繕や、児童の受入枠拡大に繋がる拡張整備も補助の対象とする（取扱いの詳細は、交付要綱の他、別途、通知で規定。）。

## 〔平成25年度に補助対象となる整備内容(案)〕 《国庫負担割合は、従来どおり3分の1》

整備区分等	整備内容	国庫補助基準額等
創設	○新たに放課後児童クラブを整備。	21,504千円
改築 (一部改築を含む。)	○施設の老朽化に伴う改築整備。	○改築：21,504千円 ○一部改築：21,504千円×改築面積/既存施設の総面積
拡張	① 受入枠の拡大のため、既存クラブ延面積の増を図る整備。 ② 既存のクラブが狭隘なため、受入児童数はそのまま、既存クラブの延面積の増を図る整備。 ③ 児童が体調が悪い時などに休息するための「静養スペース」が無い場合、既存施設の延面積を増加させて、新たに「静養スペース」を設ける整備。	○ 厚生労働大臣が必要と認められた額とする。 ただし、創設整備の基準額の2分の1を上限とする。
大規模修繕	○一定年数が経過して使用に堪えなくなった居室等の改修、附帯設備の改造 ○施設の模様替 ○環境上の条件等により必要となったアスベスト処理工事等 ○消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修 ○資源の有効活用に向けた特殊附帯工事 ○土砂災害等に備えた施設の一部改修 等	○ 1施設の対象経費の実支出額が「施設延面積(基準面積)×4,000円」により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が500万円以上のものである。 ○ アスベスト処理工事の対象 総事業費30万円以上 ○ 特殊附帯工事基準額：12,940千円
解体撤去工事費 仮施設整備工事費	○改築に伴う既存施設の一部又は全部の解体撤去。 ○改築又は大規模修繕に伴う仮施設整備の整備。	○改築の場合：解体撤去1,140千円、仮施設1,699千円 ○一部改築の場合の解体撤去・仮施設及び大規模修繕の場合の仮施設：厚生労働大臣が認められた額

# 放課後児童クラブについて

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る  
(平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉)

## 【現状】(クラブ数及び児童数は平成24年5月現在)

- クラブ数 21,085か所 (参考:全国の小学校約21,166校)
  - 登録児童数 851,949人 (全国の小学校1～3年生約328万人の23%程度=約4人に1人)
  - 利用できなかった児童数(待機児童数) 7,521人〔利用できなかった児童がいるクラブ数 1,429か所〕
- ・「子ども子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)  
⇒平成26年度末までに111万人(小学校1～3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

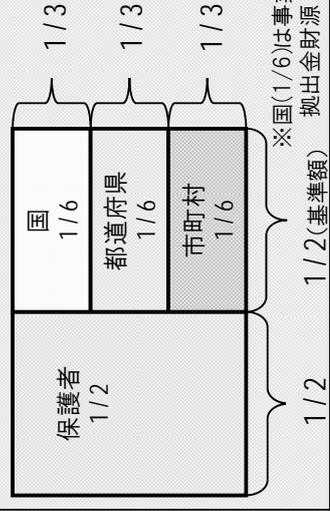
## 【事業に対する国の助成〔児童育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助〕】

○平成25年度予算案 315.8億円(平成24年度予算:307.7億円)

### 【主な内容】

- 運営費 (279.3億円 → 287.4億円)
  - ・保育の利用者が引き続き放課後児童クラブを利用できるよう箇所数の増を図る。(26,310か所 → 27,029か所)
  - ・1クラブ当たりの基準額(児童数40人の場合)
    - 319.1万円(総事業費638.2万円) → 336.0万円(総事業費672.0万円)※
    - ※研修受講のための費用等を新たに計上
- 整備費 (28.3億円 → 28.3億円)
  - ・放課後児童クラブを新たに設置するための創設整備(基準額:2,150.4万円)のほか、耐震化に対応するための改築、大規模修繕及び受入枠の拡大に繋がる拡張の整備区分を追加。
  - ・また、学校の余裕教室等の改修によるクラブ室の設置や、大規模クラブの解消を図るための改修等に必要な費用を支援する。(基準額:700万円※)
  - ※備品購入のみの場合は、基準額:100万円

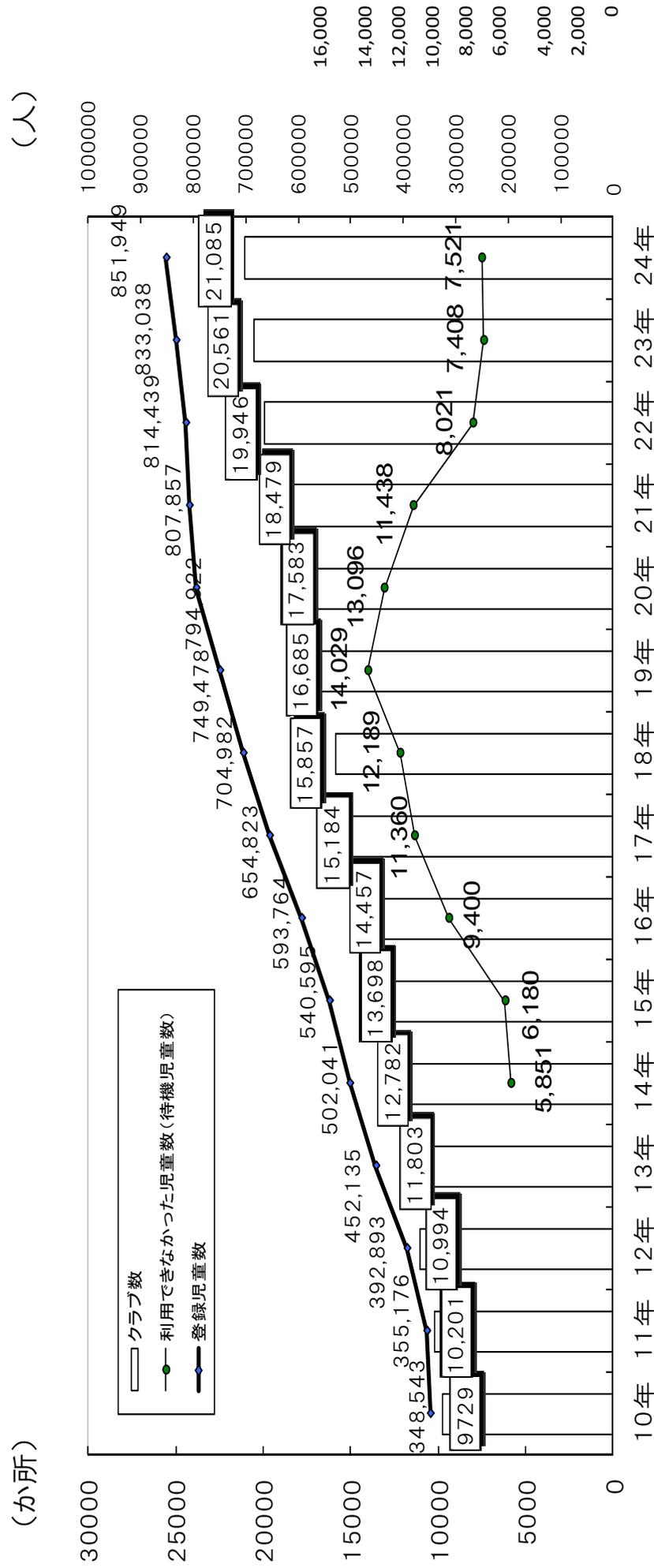
(参考)運営費の費用負担の考え方



# 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成24年では、クラブ数は21,085か所、登録児童数は85万1,949人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.4倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は7,521人(最大の19年に比べて約5割)となった。

[参考: クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



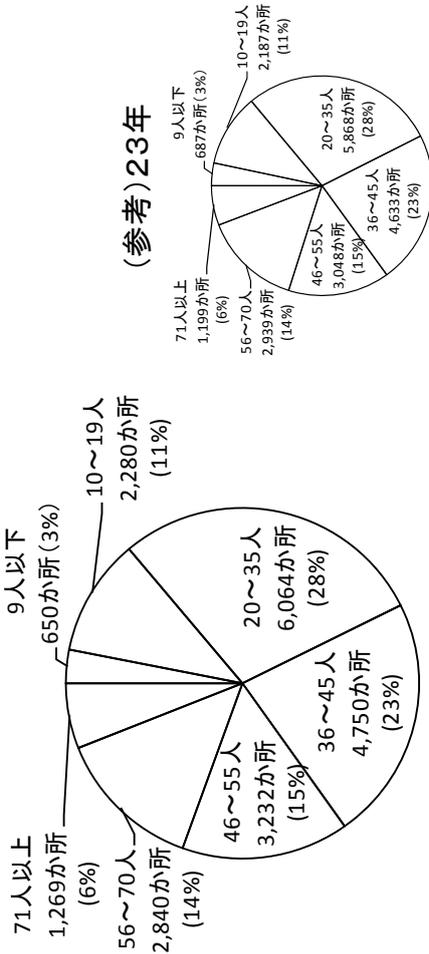
※各年5月1日現在(育成環境課調)

# 放課後児童クラブの現状

※平成24年5月1日現在（育成環境課調）

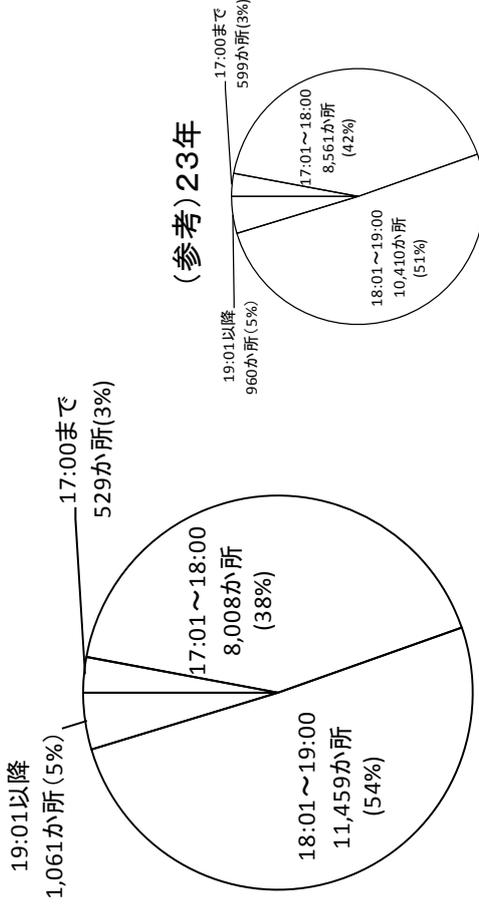
## ○規模別実施状況

登録児童数的人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



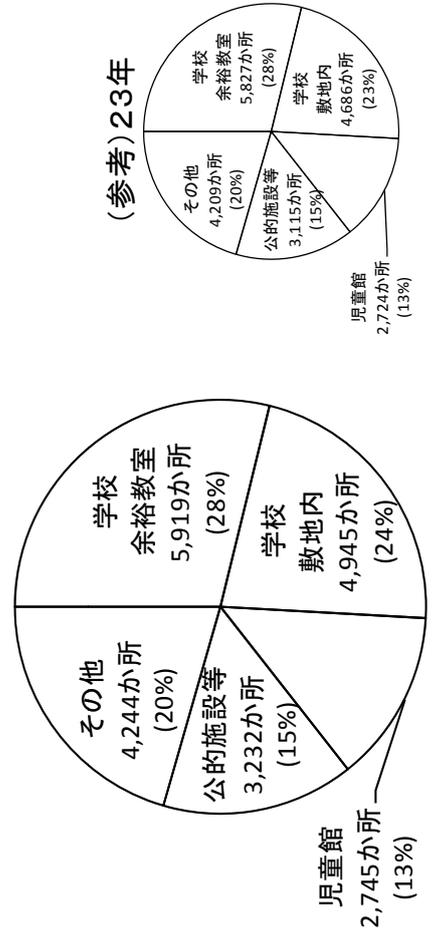
## ○終了時刻の状況（平日）

18:01以降の閉所が全体の約6割を占める。



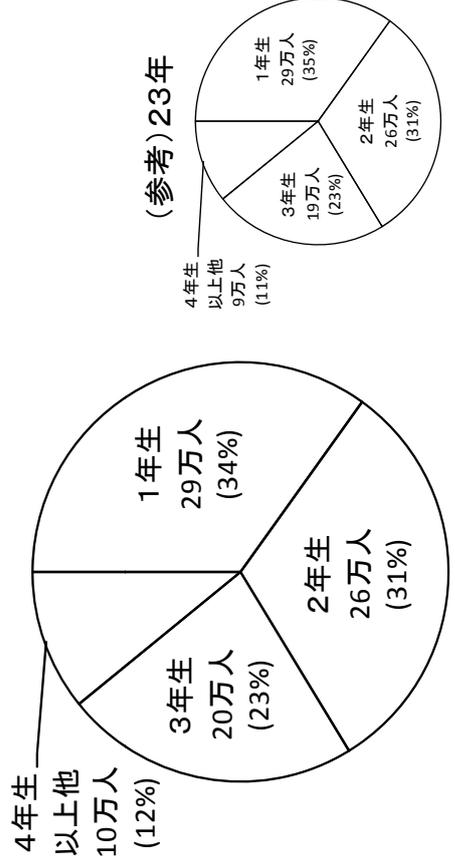
## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。



## ○登録児童の学年別の状況

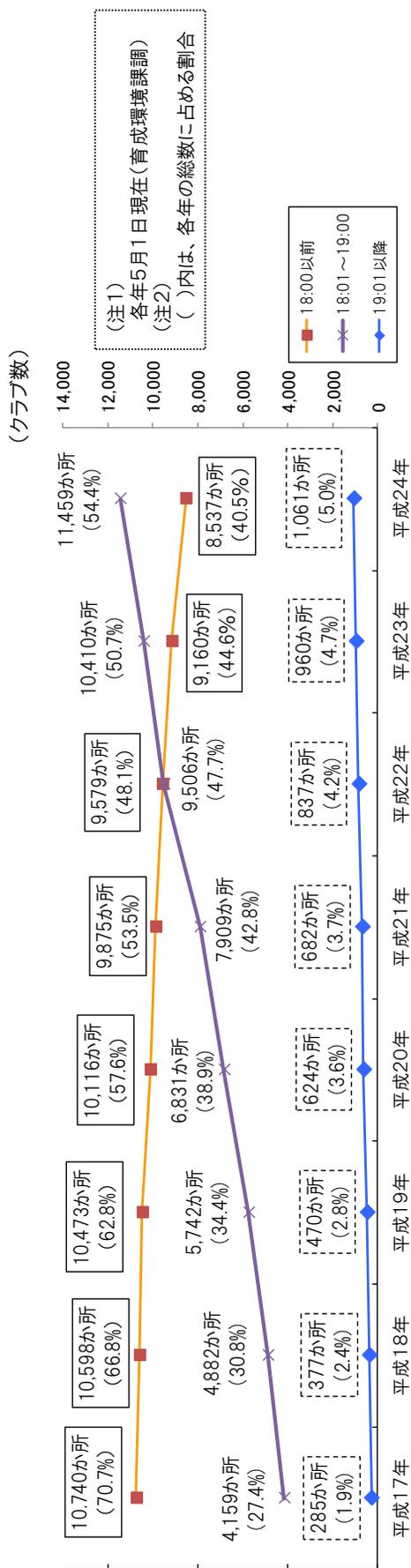
小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



# 放課後児童クラブの開所時間の延長について

## 【平日の終了時刻の推移】

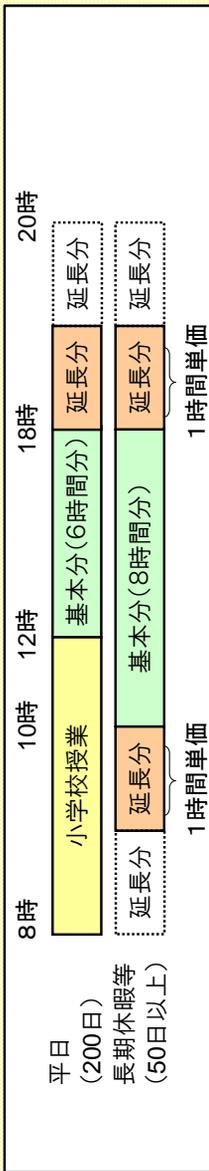
○ 終了時刻は18:00までに終了するクラブが減り、18:00を越えて開設するクラブ数が年々増加している。



## 【開設時間の延長推進のための国の補助】

○ 長時間開設加算

平日6時間を超え、かつ18時を超えて開設するクラブ(長期休暇等は1日8時間を超えて開設するクラブ)に対し、通常の運営費補助に加え、延長時間に応じて加算



○ 補助基準額

- 23年度 「小1の壁」の解消に向け、開設時間の延長の更なる促進を図るため、平成23年度に補助単価の引き上げを実施  
※平日分215→260千円、長期休暇等分 97→117千円(平均延長時間1時間あたり/年額)
- 25年度予算(案) 平日分269→273千円、長期休暇等分121→123千円(平均延長時間1時間あたり/年額)

## 放課後児童クラブガイドラインについて

### 趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

### ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

#### 1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

#### 2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

#### 3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

#### 4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

#### 5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

#### 6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
  - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
  - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
  - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
  - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
  - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
  - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
  - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

#### ○その他

7. 保護者への支援・連携
  - ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
8. 学校との連携
  - ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。
9. 関係機関・地域との連携
10. 安全対策
11. 特に配慮を必要とする児童への対応
12. 事業内容等の向上について
  - ・ 放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、又は受講させること。
  - ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。
13. 利用者への情報提供等
14. 要望・苦情への対応

報道関係者 各位

平成 24 年 9 月 26 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 育成環境課  
 児童健全育成専門官 富安健司（内線 7903）  
 健全育成係長 國松弘平（内線 7909）  
 （代表電話） 03(5253)1111  
 （直通電話） 03(3595)2505

## 平成 24 年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況 （5 月 1 日現在）

厚生労働省ではこのほど、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の平成 24 年の状況を取りまとめました。

これは、児童館や学校の余裕教室などで留守家庭の子ども（おおむね 10 歳未満）に放課後の遊び場や生活の場として提供する事業で、クラブ数や利用登録している児童の数などを把握するための調査を毎年実施しています。

### ○放課後児童クラブ数、前年比 524 か所増加※

平成 23 年 → 平成 24 年 : 2 万 561 か所 → 2 万 1,085 か所

### ○登録児童数、同 18,911 人増加※

平成 23 年 → 平成 24 年 : 83 万 3,038 人 → 85 万 1,949 人

### ○利用できなかった児童数（待機児童数）は 7,521 人

放課後児童クラブの利用申し込みをしながら何らかの理由で利用できなかった児童数（待機児童数）は 7,521 人（同 113 人の増）。※  
 ピークだった平成 19 年（14,029 人）から約 6,500 人減少した。

※平成 23 年の数値は、東日本大震災の影響で調査を実施できなかった岩手県、福島県の 12 市町村を除いて集計しています。

## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】

\* 平成24年5月1日現在 育成環境課調査

### 1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

- ・クラブ数は対前年で524か所増加の21,085か所に、登録児童数は対前年で約18,900人増加の85.2万人となった。
- ・クラブ実施市区町村数は1,591市区町村となり、全市区町村における実施割合は91.3%となった。

区分	平成24年	平成23年	増減
クラブ数	21,085か所	20,561か所	524か所
登録児童数	851,949人	833,038人	18,911人
実施市区町村割合 (実施市区町村数)	91.3% (1,591市区町村)	90.7% (1,574市区町村)	0.6ポイント (+17市町村)

注:実施市町村割合は、各年の全市区町村数(24年度1,742、23年度:1,735)に対する割合である。

※平成23年度の全市区町村数は、震災により調査を実施できなかった12市町村を除いた数値である。

(参考値)平成23年と平成22年の比較

	平成23年	平成22年	増減
クラブ数	20,561か所	19,946か所	615か所
登録児童数	833,038人	814,439人	18,599人
実施市区町村割合 (実施市区町村数)	90.7% (1,574市区町村)	90.3% (1,580市区町村)	0.4ポイント (▲6市町村)

### 2 設置・運営主体別クラブ数の状況(か所)

- ・公立民営のクラブの伸びが大きい。

(か所)

区分	平成24年	平成23年	増減
公立公営	8,490 (40.3%)	8,390 (40.8%)	100
公立民営	9,077 (43.0%)	8,718 (42.4%)	359
民立民営	3,518 (16.7%)	3,453 (16.8%)	65
計	21,085 (100.0%)	20,561 (100.0%)	524

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

### 3 実施場所の状況(か所)

- ・学校の余裕教室と学校敷地内専用施設を合わせた「学校内実施」が51.6%と全体の5割以上を占めており、また、全増加数(524か所)に占める「学校内実施」増加数(351か所)は約7割となっている。

(か所)

実施場所	平成24年	平成23年	増減
学校の余裕教室	5,919 (28.1%)	5,827 (28.3%)	92
学校敷地内専用施設	4,945 (23.5%)	4,686 (22.8%)	259
小計	10,864 (51.6%)	10,513 (51.1%)	351
児童館・児童センター	2,745 (13.0%)	2,724 (13.3%)	21
公的施設等	3,232 (15.3%)	3,115 (15.2%)	117
その他	4,244 (20.1%)	4,209 (20.5%)	35
小計	10,221 (48.4%)	10,048 (48.9%)	173
計	21,085 (100.0%)	20,561 (100.0%)	524

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

#### 4 実施規模の状況(か所)

- ・ 児童数20人～35人の規模のクラブが約3割と最も多い。  
一方、児童数71人以上の規模のクラブが、70か所増加した。

(か所)

実施規模	平成 24 年	平成 23 年	増減
9人以下	650 (3.1%)	687 (3.4%)	▲ 37
10人～19人	2,280 (10.8%)	2,187 (10.6%)	93
20人～35人	6,064 (28.8%)	5,868 (28.6%)	196
36人～45人	4,750 (22.5%)	4,633 (22.5%)	117
46人～55人	3,232 (15.3%)	3,048 (14.8%)	184
56人～70人	2,840 (13.5%)	2,939 (14.3%)	▲ 99
71人以上	1,269 (6.0%)	1,199 (5.8%)	70
計	21,085 (100.0%)	20,561 (100.0%)	524

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

#### 5 年間開設日数の状況(か所)

- ・ 年間開設日数が、280日～299日のクラブが全体の約8割を占める。

(か所)

開設日数	平成 24 年	平成 23 年	増減
199日以下	47 (0.2%)	54 (0.3%)	▲ 7
200日～249日	989 (4.7%)	953 (4.6%)	36
250日～279日	3,540 (16.8%)	3,164 (15.4%)	376
280日～299日	16,120 (76.5%)	15,996 (77.8%)	124
300日以上	389 (1.8%)	394 (1.9%)	▲ 5
計	21,085 (100.0%)	20,561 (100.0%)	524

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

#### 6 平日の終了時刻の状況

- ・ クラブの終了時刻は、遅くなっている傾向にある。

(か所)

終了時刻	平成 24 年	平成 23 年	増減
17:00まで	529 (2.5%)	599 (2.9%)	▲ 70
17:01～18:00	8,008 (38.0%)	8,561 (41.7%)	▲ 553
18:01～19:00	11,459 (54.4%)	10,410 (50.7%)	1,049
19:01以降	1,061 (5.0%)	960 (4.7%)	101
計	21,057 (100.0%)	20,530 (100.0%)	527

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[24年度:21,057]、[23年度:20,530]は、平日に開所しているクラブ数。

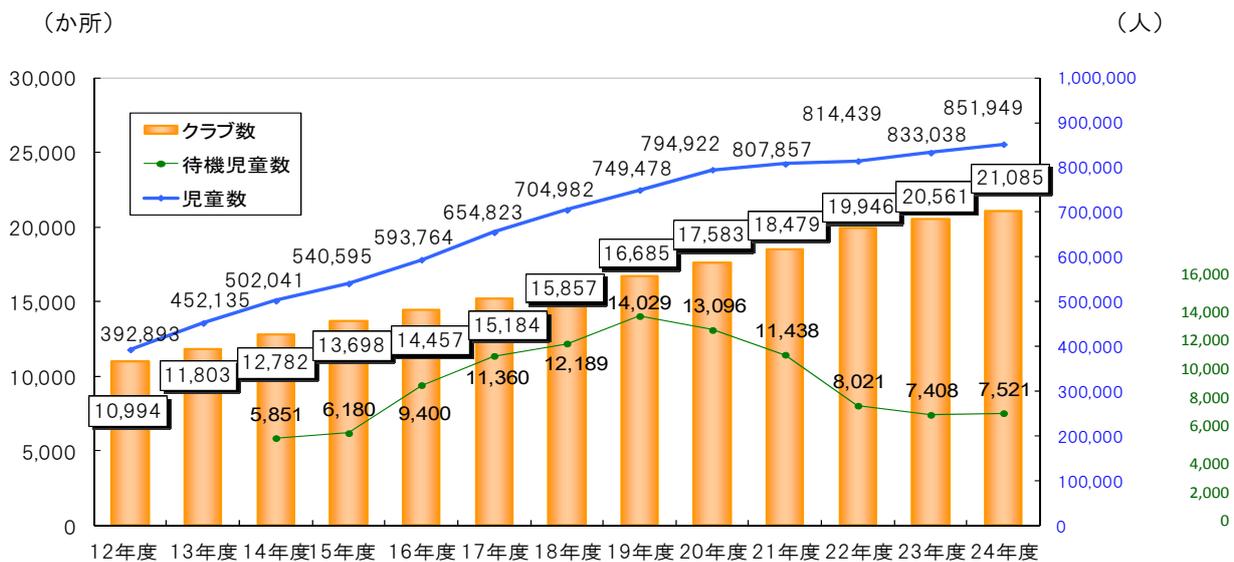
#### 7 利用できなかった児童数の状況

- ・ 利用できなかった児童数は、前年に比べ113人増加した。

(人)

	平成 24 年	平成 23 年	増減
利用できなかった児童数	7,521人	7,408人	113人

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



※各年5月1日現在(育成環境課調)

## 趣旨

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの。
- 本ガイドラインを参考にして、常に児童館における活動や運営の向上を図る。

## ガイドラインの概要

「児童館ガイドラインについて」(平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 1. 理念と目的

- ①理念: 「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設。故に保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。
- ②目的: 18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。

### 2. 機能・役割

- ①発達増進
  - 子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。
- ②日常生活の支援
  - 子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援すること。
- ③問題の発生予防・早期発見と対応
  - 子どもと子育てで家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- ④子育て家庭への支援
  - 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- ⑤地域組織活動の育成
  - 地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

### 3. 活動内容

- ①遊びによる子どもの育成
- ②子どもの居場所の提供
- ③保護者の子育ての支援
- ④子どもが意見を述べる場の提供
- ⑤地域の健全育成の環境づくり
- ⑥ボランティアの育成と活動
- ⑦放課後児童クラブの実施
- ⑧配慮を必要とする子どもの対応

### 4. 家庭・学校・地域との連携

- ①家庭との連携
  - ・子どもとの活動の様子等から必要がある場合は、継続的に援助・支援。
- ②学校との連携
  - ・問題発生時速やかに適切な対応が取れるよう、情報交換と連絡体制を整備。
- ③地域との連携
  - ・地域住民への情報提供や利用の働きかけにより、連携・協力関係を構築。

### 5. 職員

- ①館長
  - 運営統括、児童厚生員の指導、他組織との連携、相談・問題解決等に努める。
- ②児童厚生員
  - 地域の子育ての実態把握、子どもの成長支援・援助、育成環境の整備、児童虐待防止等に努める。

### 6. 運営

- ①設備: 集会室・遊戯室等児童館活動を実施するための設備・備品を備える。
- ②運営主体: 子ども福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤により、継続的・安定的に運営できるように努める。
- ③運営管理: 利用する子どもの把握・保護者との連絡、運営協議会等の設置、運営管理規程の定めと法令遵守、安全・防災対策等を行う。  
職員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者を2人以上置くこと。

事務連絡  
平成21年12月22日

都道府県  
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
育成環境課育成環境係  
TEL03-5253-1111 内7905、7910

# 社会保障審議会推薦児童福祉文化財について

## 1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第7項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

### 児童福祉法第8条第7項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

## 2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため「委員会」を設置して審議。福祉文化分科会は、3つの委員会構成。推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

- 出版物委員会 図書等
- 舞台芸術委員会 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等
- 映像・メディア等委員会 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

## 3. 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

## 4. 推薦数

- 平成24年度の推薦数 97点
- 出版物：49点 舞台芸術：14点 映像・メディア等：34点
- 平成23年度の特別推薦 15点
- 出版物：5点 舞台芸術：4点 映像・メディア等：6点

## 5. 広報・啓発

児童福祉文化財広報・啓発ブスターを制作し、各都道府県・指定都市・中核市の児童福祉部局、教育委員会、小・中学校、図書館、保育所、児童館、小児科医院等に配布。



児童福祉文化財の推薦は、児童福祉法第8条第7項の規定に基づき行われます。  
<http://www.mhlw.go.jp/> 詳細は「児童福祉文化財」のページをご覧ください。  
 厚生労働省

平成25年度における(一財)こども未来財団による助成事業等

国庫補助事業名	事業内容	主な内容(案)	照会窓口
子育て支援サービス事業費等	民間企業やNPO等が行う放課後児童クラブの整備などを実施するための経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ・子育て支援拠点施設整備事業</li> <li>・事業所内保育施設環境づくり支援事業</li> </ul>	(財)こども未来財団事業部事業振興課 03-5510-1832
特別保育事業等推進施設の助成	延長保育や一時保育、夜間保育等の特別保育事業等を実施する民間の保育所に対し、軽微な改修工事等に要する経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別保育事業等推進施設助成事業</li> </ul>	(財)こども未来財団事業部事業振興課 03-5510-1832
ボランティア育成支援等事業費	子育てNPO指導者や子育てサークルリーダー等の育成と資質の向上を図るための研修等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援者向け研修事業(大規模研修会)</li> <li>・子育て支援者向け研修事業(小規模研修会)</li> <li>・地域子育て支援拠点研修事業</li> </ul>	(財)こども未来財団事業部研修調査課 03-5510-1833
事業所内保育施設運営等適正化事業	地方自治体との共催事業として、事業所内保育施設及びその他の認可外保育施設の保育従事者を対象にして、保育水準の向上を図るための研修等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内保育施設等保育従事者研修会</li> </ul>	(財)こども未来財団事業部研修調査課 03-5510-1833

※財団法人こども未来財団は、平成25年4月1日より、一般財団法人こども未来財団に移行予定。

# 子育て支援交付金の安心こども基金等への組替えについて

- 従来「子育て支援交付金」により、市町村において実施してきた子育て支援関係の各種事業の多くは、子ども・子育て支援新制度において、法定化された給付又は事業として位置付けられたところ。
- これらの事業が、平成27年度から新制度の下で円滑にスタートできるよう、それまでの間においても、段階的に事業を拡充していくために必要な事業費を確保する必要があるため、安心こども基金に移行して拡充。

## 【子育て支援交付金事業（24年度当初予算）】

- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ へき地保育事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・ 家庭支援推進保育事業

子ども・子育て支援  
新制度の法定給付・事業

安心こども基金へ  
組替え  
(24年度補正予算)

新制度に移行しない事業

母子家庭等対策総合支援  
事業にメニューとして  
追加(25年度当初予算)

